

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額（標準時間）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）		
階層	市民税等による定義		法第19条第1項第3号 子ども（満3歳未満）	法第19条第1項第2号 子ども（満3歳児以上）	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B	A階層を除き、市民税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	
C	A階層及びB階層を除き、前年分所得税非課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額 のみの世帯	3,100 (1,500)	2,000 (1,000)
		2	前年度分市民税の所得割課税額が 7,000円未満の世帯	4,000 (2,000)	2,500 (1,200)
		3	前年度分市民税の所得割課税額が 7,000円以上の世帯	4,700 (2,300)	3,100 (1,500)
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年分所得税課税額が2,000円未満 の世帯	7,400 (3,700)	5,200 (2,600)
		2	2,000円～10,000円未満	9,300 (4,600)	6,400 (3,200)
		3	10,000円～19,000円未満	11,000 (5,500)	7,300 (3,600)
		4	19,000円～29,000円未満	14,900 (7,400)	8,500 (4,200)
		5	29,000円～39,000円未満	18,000 (9,000)	9,900 (4,900)
		6	39,000円～57,000円未満	20,700 (10,300)	11,100 (5,500)
		7	57,000円～76,000円未満	27,200 (13,600)	12,100 (6,000)
		8	76,000円～95,000円未満	29,800 (14,900)	13,400 (6,700)
		9	95,000円～121,000円未満	33,200 (16,600)	14,500 (7,200)
		10	121,000円～149,000円未満	35,800 (17,900)	16,000 (8,000)
		11	149,000円～177,000円未満	37,400 (18,700)	17,800 (8,900)
		12	177,000円～205,000円未満	40,100 (20,000)	19,100 (9,500)
		13	205,000円～233,000円未満	42,500 (21,200)	20,700 (10,300)
		14	233,000円～267,000円未満	45,000 (22,500)	22,100 (11,000)
		15	267,000円～304,000円未満	47,300 (23,600)	23,300 (11,600)
		16	304,000円～348,000円未満	49,000 (24,500)	24,200 (12,100)
		17	348,000円～417,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		18	417,000円～492,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		19	492,000円～604,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		20	604,000円～	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)

（ ）は保育施設等利用中第2子の利用者負担額となる。

保育施設等利用中第3子以降は無料となる。

所得税から保育料を算出することとする。（従前の計算のとおり）

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額（短時間）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）		
階層	市民税等による定義		法第19条第1項第3号 子ども（満3歳未満）	法第19条第1項第2号 子ども（満3歳児以上）	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B	A階層を除き、市民税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	
C	A階層及びB階層を除き、前年分所得税非課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額のみ の世帯	3,000 (1,500)	1,900 (900)
		2	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円未満の世帯	3,900 (1,900)	2,400 (1,200)
		3	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円以上の世帯	4,600 (2,300)	3,000 (1,500)
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年分所得税課税額が2,000円未満の世帯	7,200 (3,600)	5,100 (2,500)
		2	2,000円～10,000円未満	9,100 (4,500)	6,200 (3,100)
		3	10,000円～19,000円未満	10,800 (5,400)	7,100 (3,500)
		4	19,000円～29,000円未満	14,600 (7,300)	8,300 (4,100)
		5	29,000円～39,000円未満	17,600 (8,800)	9,700 (4,800)
		6	39,000円～57,000円未満	20,300 (10,100)	10,900 (5,400)
		7	57,000円～76,000円未満	26,700 (13,300)	11,800 (5,900)
		8	76,000円～95,000円未満	29,200 (14,600)	13,100 (6,500)
		9	95,000円～121,000円未満	32,600 (16,300)	14,200 (7,100)
		10	121,000円～149,000円未満	35,100 (17,500)	15,700 (7,800)
		11	149,000円～177,000円未満	36,700 (18,300)	17,400 (8,700)
		12	177,000円～205,000円未満	39,400 (19,700)	18,700 (9,300)
		13	205,000円～233,000円未満	41,700 (20,800)	20,300 (10,100)
		14	233,000円～267,000円未満	44,200 (22,100)	21,700 (10,800)
		15	267,000円～304,000円未満	46,400 (23,200)	22,900 (11,400)
		16	304,000円～348,000円未満	48,100 (24,000)	23,700 (11,800)
		17	348,000円～417,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		18	417,000円～492,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		19	492,000円～604,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		20	604,000円～	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)

（ ）は保育施設等利用中第2子の利用者負担額となる。

保育施設等利用中第3子以降は無料となる。

所得税から保育料を算出することとする。（従前の計算のとおり）